令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省6一②)

政策分野名 【施策名】	水産業の成長産業化の実現	担当部局名	水産庁(消費·安全局) 【水産庁企画課/水産経営課/加工流通課/漁業保険管理官/管理調整課/国際課/漁獲監理官/研究指導課/栽培養殖課/計画課/防災漁村課、消費·安全局畜水産安全管理課】
政策の概要 【施策の概要】	漁船漁業の構造改革等、養殖業の成長産業化、経営安定対策、輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える 漁港・漁場整備、内水面漁業・養殖業、人材育成、安全対策	政策評価体系上の 位置付け	水産物の安定供給と水産業の健全な発展
政策に関係する内閣の重要政策	・水産基本計画(令和4年3月25日閣議決定) 第2 II 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現 ・漁港漁場整備長期計画(令和4年3月25日閣議決定) 第1 漁港漁場整備事業についての基本的考え方 第2 実施の目標及び事業量 ・農林水産業・地域の活力創造プラン(令和4年6月21日改訂) III 13. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2 I[4] 1.(3) い)水産業改革 ・経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定) 第2章 5.(4)農林水産業の特続可能な成長及び食料安全保障 ・規制改革実施計画(令和6年6月21日閣議決定) II 実施事項 ・成長戦略等のフォローアップ(令和5年6月16日閣議決定) IV.1.「デジタル田園都市国家構想の推進」関連	政策評価 実施予定時期	令和8年8月

施策(1)	沿岸漁業											
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】											の効率化や生産性の向上、漁場の有効活用、付加価値向上等を図るほか、漁村地域の存 見直し等を推進する。	
目標① 【達成すべき目標】	漁業所得の)向上にあわせ	せた海業の推	進等による漁	業以外での	所得の確保	ė					
						年月	度ごとの目	標値				
測定指標	基準値		目標値			年月	きごとの実	績値 	1	指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	可并力块		
_ 各年度の漁業者の所得向ト目標	56%	直近5カ年 実績(平成 29年度から 令和3年 度)の5中3 平均	62%	各年度	62%	62%	62%	62%	62%	- F=一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2II1(1)の「漁業所得の向上にあわせた海業の推進等による漁業以外での所得の確保」に該当するアウトカム指標として設定。 浜ブランについて、各地域の収入向上とコ入削減の具体的な対策の実施により漁業者の所得を5年間で10%以上向上させることを目指すこととしている。 これを踏まえ、浜プランを実践して所得向上に取り組む地区のうち、各年度の所得向上目標を達成した地区の割合を測定指標として選定した。 なお、新たな基本計画に則した見直しにより、令和6年度から従来の漁業所得に加えて海業による漁業外所得も所得向上目標への算入が可能となったことを踏まえ、令和6年度以降の年度を計画の初年度とするプランについては、海業による漁業外所得分を含めた漁業者の所得が各年度の所得向上目標を達成した地区を対象とする。	
ア 各年度の漁業者の所得向上目標 を達成した地区の割合			出典:水産戸		46%	令和7年 3月下旬 把握予定					直近5か年(平成29年度から令和3年度)の実績の5中3平均が56%であり、浜プランの所得向上目標である10%を加味した62%を目標値とした。また、各地区の所得向上目標は毎年度向上するように設定することを踏まえ、62%以上を維持することとした。	
	把握	の方法	日本・小屋子園 ト 作成時期: 調査年度の翌年度末 算出方法: 浜プランを策定している地区の達成状況を各都道府県からの報告を通じて把握 ※令和6年度以降については、海業による漁業外所得も含めた漁業者の所得での達成状況を把握する									
		度合いの 足方法		=各年度の所 50%超、Aラン						ランク:50%未済	茜	

前年度までの		其淮 備					度ごとの目: 度ごとの実:	···			
測定指標 (指標の見直しにより前年度までの 指標が上記と異なる場合)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	上指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	実績(平) 56% 実績(平) 29年度か 令和3年	直近5カ年 実績(平成 29年度から	62%	各年度	62%	62%	-	1	-	· F=-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 II 1 (1) の「漁業所得の向上」に該当するアウトカム指標として設定。 浜プランについて、各地域の収入向上とコスト削減の具体的な対策の実施により漁業所 得を5年間で10%以上向上させることを目指すこととされている。 これを踏まえ、浜プランを実践して漁業所得向上に取り組む地区のうち、各年度の漁業 所得向上目標を達成した地区の割合を測定指標として選定した。
各年度の漁業所得向上目標を達 成した地区の割合		令和3年 度)の5中3 平均	02%	廿十戌	46%	令和7年 3月下旬 把握予定				r—— <u>—</u>	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 直近5カ年(平成29年度から令和3年度)の実績の5中3平均が56%であり、漁業所得の向 上分10%を加味した62%を目標値とした。 また、各地区の漁業所得向上目標は毎年度向上するように設定することをふまえ、62%以 上を維持することとした。なお、浜ブランは令和元年度から5年度まで5カ年の期間が設定 されており、令和6年度に新たな基本計画に則した見直しがブランに適用される段階で、 指標の設定を検討。
	出典:水産庁調べ 把握の方法 作成時期:調査年度の翌年度末 算出方法:浜プランを策定している地区の達成状況を各都道府県からの報告を通じて把握										
			達成率(%)= A'ランク:15							ンク:50%未満	i

施策(2)	沖合漁業										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	漁業調整に	配慮しながら	、資源変動に	こ適応できる液	魚業経営体の	の育成と資源	原の有効利用	用を行ってい	くための新	たな操業形態	への転換の段階的な推進を図っていく。
目標① 【達成すべき目標】	漁業調整に	配慮しながら	、複合的な漁	魚業への転換	など操業形	態の見直し	を段階的に	 進			
						年月	度ごとの目	標値			
測定指標	基準値		┃ ┃ 目標値			年原	度ごとの実	績値		指標一	 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計算分類	
ア IQ管理(注1)を導入した魚種・漁 業種類の割合【再掲】	O%	令和 2年度	100%	令和 5年度	91%	100%	-	-	-	- S↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2II1(2)の「漁業調整に配慮しながら、複合的な漁業への転換など操業形態の見直しの段階的な推進」に該当するアウトカム指標として設定。 基本計画においては、漁獲対象種・漁法の複数化、協業化や多角化など複合的な漁業への転換を段階的に推進することとされているが、具体的な進捗については、最終的には個々の漁業者の経営判断によるものであり、また、関係する漁業者等との漁業調整への配慮が必要となることから、操業形態の見直しについて直接的な指標を設定することは困難である。一方、その推進にあたっては、その前提として、沖合漁業(大臣許可漁業)に対するIQ管理の導入を進めることが重要であることから、これを測定指標として設定する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 改正漁業法に基づく新たな資源管理については、令和2年9月に策定した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」において、令和5年度までにTAC魚種を主な漁獲対象とする沖台漁業(大臣許可漁業)に原則導入する目標等を定めており、水産基本計画においてもその内容を着実に進めることが記載されていることから、ロードマップの目標に沿った測定指標を用いることが認切であると考えるため。なお、年度ごとの目標値については、ロードマップにおいて定められていないことから、令和4年度の目標値については、目標年度のものを仮置きしている。また、令和6年度以降の目標値については、ロードマップにおいて定められていないことから、未定としている。
	把握(の方法	作成時期:	管理基本方針 調査翌年度第 Q管理を導入	1四半期中	を目処に作り	戓		理の導入を	・目指している	魚種·漁業種類
		合いの ?方法		%)=当該年原 60%超、Aラン					%未満、Cラ	ランク:50%未済	茜

施策(3)	遠洋漁業										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	国際資源に	ついて、科学	的根拠に基づ	づく適切な資	源評価とそ	れを反映した	た適切な資源	原管理措置々	₽操業条件等	等を図りつつ、	我が国漁船の持続的な操業を確保する。
目標① 【達成すべき目標】	安定的な入	漁を確保する	らための取組、	海外漁場で	の安定的な	操業の確保	ė				
測定指標	基準値		目標値				度ごとの目 度ごとの実			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
MALIN	Φ+1E	基準 年度	目標年度		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計算分類	MALITIMO EXCENTE OF THE WAY TO THE WAY THE WAY TO THE WAY THE WAY TO THE WAY THE WAY TO THE WAY T
	56魚種	令和	対前年増	毎年度	対前年増 又は 同数	対前年増 又は 同数	対前年増 又は 同数	対前年増 又は 同数	対前年増 又は 同数	S=直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2II1(3)ア)の「安定的な入漁を確保するための取組」、イ)の「海外漁場での 安定的な操業の確保」に該当するアウトカム指標として設定。 我が国はRFMOにおける科学的根拠に基づいた資源管理を行うこととしており、我が国 遠洋漁業者は、RFMOで定められた資源管理措置に基づき操業していることから測定指標として設定。
国際機関による資源管理対象魚 種のうち、我が国に関係する魚種の数【再掲】	30.無俚	3年度	又は同数	一 一	57魚種	59魚種				5——	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 国際機関による資源管理対象魚種については、RFMOの交渉において基本追加されていくものであるため、我が国が資源管理に関わる、または我が国漁船が漁獲している魚種について、我が国が資源管理措置の議論や実施に適切に対処することを示す上でその対象魚種数が維持されていること、又は、増加していることがメルクマークとして重要であることから、基準値・目標値として設定。
	出典:水産庁調べ(各RFMO、我が国の資源管理の実施状況) 把握の方法 作成時期:調査翌年度の5月頃 算出方法:調査結果を集計										
	達成度		達成度合(% A'ランク:150						 Cランク:50%	 %未満	

	施策(4)	養殖業の成	長産業化									
	施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	令和2年7月	に策定した刻	養殖戦略に基	づき、戦略的	養殖品目の)増産、海外	への輸出拡	大など成長	産業化への)歩みを着実に	進めていく。
	目標① 【達成すべき目標】	需要の拡大	、輸出戦略を	を踏まえて新た	こな需要を創	出						
							年月	度ごとの目	標値			
	測定指標	基準値	44.14	目標値			年月	きごとの実	績値 		指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
		409 チトン	平成 30年度	620 手トン	令和 12年度	454 千トン	465 チトン	477 千トン	488 チトン	514 チトン	- F↑ — 直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 II 2(1)の「需要の拡大」に該当するアウトカム指標として設定。 養殖業については、「養殖業成長産業化総合戦略」に基づき、戦略的養殖品目の増産 など成長産業化の歩みを着実に進めていくこととしており、そのために必要な取組を基本 計画の各項目に位置づけている。そのため、総合戦略のKPIである戦略的養殖品目の生 産量目標を測定指標として設定。
	P 戦略品目(注2)養殖生産量		001/2		13 12	395 千トン (確報値)	387 千トン (速報値)					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 養殖業成長産業化総合戦略に沿った取組を推進していくため、同戦略に定める2030年 (令和12年)目標を指標として定めた。
		把握(の方法	作成時期:記	養殖業生産経 関査年度の翌 魚業・養殖業	年度2月末			量を集計		•	
			€合いの ≧方法	達成度合(% A'ランク:15	%)=当該年月 0%超、Aラン	度の実績値♪ √ク:90%以_	/当該年度© 上150%以下	の目標値× 、Bランク:	100 50%以上90°	%未満、Cラ	ランク:50%未済	描
		判定方法 2,873 令和 億円 元年度	A.T.		A.T.	5,568 億円	5,568 億円	5,568 億円	5,568 億円	-		【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ2(1)の「輸出戦略を踏まえて新たな需要を創出」に該当するアウトカム指標として設定。 2030年までに水産物の輸出額を1.2兆円に拡大することを目指すこととしているため、輸出額目標1.2兆円の対象とされている水産物の輸出額を測定指標として設定。
	イ 水産物の輸出額		元年度	5,568 億円	令和 7年度	3,873 億円	令和6年 11月中旬 把握予定				- F↑-直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)等において、令和7年までに2 兆円(うち水産物5,568億円)、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円(うち水 産物1.2兆円)とすることを目指すとされていることを踏まえ設定している。 なお、長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、年度ごとに目標値を設定することは困難なため、年度ごとの目標値欄には、 最終目標値を便宜的に記載している。
		把握(の方法	出典:財務省 作成時期: 算出方法:則	上	2年11月(「確語計のうち、オ	生定版」) 水産物輸出額	質を集計		ı	1	
			₹合いの ₹方法		%)=当該年』 0%超、Aラン					%未満、Cラ	ランク:50%未済	茜

目標② 【達成すべき目標】	生産性の向	Ŀ											
						年月	度ごとの目	標値					
	基準値		目標値			年月	度ごとの実	績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	可开刀块			
	409 チトン	平成 30年度	620 手トン	令和 12年度	454 千トン	465 千トン	477 千トン	488 チトン	514 千トン	- F↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ2(2)の「生産性の向上」に該当するアウトカム指標として設定。 養殖業については、「養殖業成長産業化総合戦略」に基づき、戦略的養殖品目の増産 など成長産業化の歩みを着実に進めていくこととしており、そのために必要な取組を基本 計画の各項目に位置づけている。そのため、総合戦略のKPIである戦略的養殖品目の生 産量目標を測定指標として設定。		
ア 戦略品目養殖生産量【再掲】		3012		13 1 %	395 千トン (確報値)	387 千トン (速報値)					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 養殖業成長産業化総合戦略に沿った取組を推進していくため、同戦略に定める2030年 (令和12年)目標を指標として定めた。		
	把握6	の方法	作成時期:記	養殖業生産組 調査年度の翌 魚業・養殖業	年度2月末			量を集計					
達成度合いの													
目標③ 【達成すべき目標】	経営体の強	化											
						年原	度ごとの目	標値					
	基準値		目標値			年月	度ごとの実	績値		指標- 計算分類	 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	可异刀块			
	409 千トン	平成 30年度	620 手トン	令和 12年度	454 千トン	465 チトン	477 千トン	488 チトン	514 千トン	- F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 II 2(3)の「経営体の強化」に該当するアウトカム指標として設定。 養殖業については、「養殖業成長産業化総合戦略」に基づき、戦略的養殖品目の増産 など成長産業化の歩みを着実に進めていくこととしており、そのために必要な取組を基本 計画の各項目に位置づけている。そのため、総合戦略のKPIである戦略的養殖品目の生 廃量目標を測定指標として設定。		
ア 戦略品目養殖生産量【再掲】		30千及	113	12+/2	395 千トン (確報値)	387 千トン (速報値)					【目標値 (水準・目標年度)の設定の根拠】 養殖業成長産業化総合戦略に沿った取組を推進していくため、同戦略に定める2030年 (令和12年)目標を指標として定めた。		
	把握印	の方法	出典:漁業・養殖業生産統計 作成時期:調査年度の翌年度2月末(速報値は6月頃把握) 算出方法:漁業・養殖業生産統計のうち、海面養殖業の生産量を集計										
		合いの 7方法	算山方法: 漁業・養殖業生産続計のうち、海面養殖業の生産重を集計 達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cラン								埼		

目標④ 【達成すべき目標】	養殖適地の	確保									
測定指標	基準値		目標値			• • •	度ごとの目: 度ごとの実			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
测定担 惊	基华 他	基準 年度	日 1 示 個	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計算分類	別た相様の送た垤田及び日保値(小竿・日保干度)の設定の依拠
			620	令和	454 千トン	465 千トン	477 千トン	488 千トン	514 千トン	- F↑—直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 II 2(4)の「養殖適地を確保」に該当するアウトカム指標として設定。 養殖業については、「養殖業成長産業化総合戦略」に基づき、戦略的養殖品目の増産 など成長産業化の歩みを着実に進めていくこととしており、そのために必要な取組を基本 計画の各項目に位置づけている。そのため、総合戦略のKPIである戦略的養殖品目の生
ア 戦略品目養殖生産量【再掲】		30年度	千トン	12年度	395 千トン (確報値)	387 千トン (速報値)				1' [E.	産量目標を測定指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 養殖業成長産業化総合戦略に沿った取組を推進していくため、同戦略に定める2030年(令和12年)目標を指標として定めた。
	出典:漁業・養殖業生産統計 把握の方法 作成時期:調査年度の翌年度2月末(速報値は6月頃把握) 算出方法:漁業・養殖業生産統計のうち、海面養殖業の生産量を集計										
			達成度合(% A'ランク:15						%未満、Cラ	テンク:50%未満	· ·

	施策(5)	経営安定対	策									
	施策の目指すべき姿 [目標設定の考え方根拠]	漁業保険制	度、漁業経営	オセーフティー	-ネット構築事	業、漁業経	営に対する	金融支援に	より、漁船漁	業及び養殖	直業経営の安治	它の確保を図る。
	目標① 【達成すべき目標】	漁業保険制	度の持続的ス	かつ安定的な	運営を確保							
	測定指標	基準値		_ 目標値				度ごとの目れ 度ごとの実績			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	ALC: HIA	2712	基準 年度		目標年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計算分類	MCHINOLECTER OF THE OTHER TRANSPORTER
	7 漁船保険加入率		令和			100%	100%	100%	100%	100%		【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ3(1)の「漁業保険制度の持続的かつ安定的な運営を確保」に該当する アウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 平成30年漁業センサスにおける漁業経営体が使用する漁船隻数約13万隻に対して漁
		100%	3年度	100%	各年度	100%	100%				F=一直	船保険加入隻数は約16万隻と上回っていることから、稼働漁船の殆どが漁船保険に加入していることが推定されるため、この加入状況を100%として漁船保険加入率の維持とすることとして設定。 ※ 漁業センサスの漁船隻数と漁船保険加入隻数との差は、漁業センサスの調査が年間90日以上漁船を使用する漁業を営む個人・会社等に限定されているため。
		把握6	の方法	出典:水產戶 作成時期:調 算出方法:漁	間査翌年度の 魚業センサス及	及び日本漁				魚業経営体	の使用する漁	船隻数
		達成度		達成度合(% Aランク:100				────の目標値×	100			

						年月	きごとの目	標値					
測定指標	基準値		▋■目標値				きごとの実行			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
州た161宗		基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計算分類	州た相保の送た垤ロ及い自保値(小平・自保年度)の設定の依拠		
					(燃油) 883円	(燃油) 878円	(燃油) 874円	(燃油) 869円	(燃油) 865円		【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ3(2)の「漁業経営セーフティーネット構築事業について、漁業者や養業者の経営の安定が図られるよう適切に運営」に該当するアウトカム指標として設定。		
	(燃油) 896円	令和	(燃油) 851円	令和	(配合飼 料) 839円	(配合飼 料) 834円	(配合飼 料) 830円	(配合飼 料) 826円	(配合飼 料) 822円	· F↓-直	漁業経営においては、燃油や配合飼料がコストに占める割合が非常に高く、これらの 騰により経営が左右される一方、漁業者自身の自助努力では克服が困難な課題である のの、強い水産業の実現のため漁業経営の安定化を目的としてして本事業を実施して る。このため、測定指標については、漁労収入に対する漁労支出(コスト)とする。		
ア 漁労収入 (1千円) 当たりのコスト (漁労支出)	(配合飼料) 852円	元年度	(配合飼 料) 809円	11年度	(燃油) 975円	令和6年 11月下旬				r ↑ — [E.	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 平成22年度に創設した事業で、10年を一区切りとし、漁労収入(1千円)当たりのコスト減を目標に設定してきた。平成22年度からの令和元年度までの事業期間の後、令和元		
					(配合餌 料) 919円	把握予定					を基準年として前期間と同じ、漁労収入当たり(1千円)のコストを10年後に5%削減する を目標として令和11年度を目標年とした。なお、各年度の目標値については、基準値と 標値を直線で結んだ年度毎の目安値とした。		
	世提の方法 出典:水産庁調べ(農林水産省 漁業経営統計調査) 作成時期:調査年度の翌年度11月頃 第出方法:【燃油】直近3期平均の漁労売上原価合計÷直近3期平均の漁労売上高 【配合飼料】直近3期平均の(材料費+経費)合計÷直近3期平均の漁労売上高												
	【配合飼料】直近3期平均の(材料費+経費)合計÷直近3期平均の漁労売上局 達成度合いの 単定方法												
目標③ 【達成すべき目標】	漁業経営の	改善に取り組	且む漁業者に	対する金融支	泛援								
						年月	度ごとの目	標値					
測定指標	基準値		目標値	1		年月	きごとの実行	績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	日子刀及			
ア 漁業経営体のうち経営改善漁業者		Δŧη		Δŧn	0.6%	0.7%	0.9%	1.2%	1.5%		【測定指標の選定理由】 基本計画第2 II 3 (3) の「漁業経営の改善に取り組む漁業者に対する金融支援」に該当するアウトカム指標として設定。		
	0.6%	令和 2年度	1.5%	令和 8年度	0.6% (確報値)	令和6年 9月 把握予定				F↑一直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 直近の令和2年度末の経営改善漁業者の割合を基準とし、現状、減少傾向である経営 改善漁業者の割合を毎年0.1~0.3%増加させることを目指すとともに、当該増加分の積 上げとして令和8年度に1.5%とすることを目標値として設定。		

達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

達成度合いの 判定方法

施策(6)	輸出の拡大										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】			輸出額を1.2 ¾ 輸出先・取引							生産者、加工	業者、輸出業者が一体となった輸出拡大の取組の促進、輸出に取り組む事業者が必要な
目標① 【達成すべき目標】	農林水産物	・食品の輸出	拡大実行戦闘	略に基づき、	まず水産物	の輸出額を2	2025年まで	に5,568億円	に拡大する	ことを目指す。	
						年月	度ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年月	きごとの実	績値 		指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	H1 5F73 XX	
		令和	5,568	令和	5,568 億円	5,568 億円	5,568 億円	5,568 億円	-	- F↑ <u>i</u>	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ4(1)の「輸出戦略に基づき水産物の輸出額を拡大」に該当するアウトカム指標として設定。 2030年までに水産物の輸出額を1.2兆円に拡大することを目指すこととしているため、輸出額目標1.2兆円の対象とされている水産物の輸出額を測定指標として設定。
ア 水産物の輸出額【再掲】		元年度	億円	7年度	3,873 億円	令和6年 11月中旬 把握予定				- r — <u>II</u> .	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)等において、令和7年までに2兆円(うち水産物5,568億円)、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円(うち水産物1.2兆円)とすることを目指すとされていることを踏まえ設定している。 なお、長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、年度ごとに目標値を設定することは困難なため、年度ごとの目標値欄には、最終目標値のみを記載している。
	把握6	の方法	出典:財務省 作成時期: 算出方法:則				質を集計	Į.	Į.		'
		合いの 方法	達成度合(% A'ランク:150						%未満、Cラ	テンク:50%未済	ち

	施策(7)	水産業の成	長産業化を	支える漁港・漁	息場整備							
	施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	水産業の成	長産業化に	句け、拠点漁	港の生産・流	通機能の強	说、HACC	P対応の市	場及び加工	場の整備、	養殖生産拠点	地域の形成等を推進する。
	目標① 【達成すべき目標】	拠点漁港等	における高原	度衛生荷さばる	き所などの整	備						
		44.74.44					• • •	変ごとの目 変ごとの実			指標一	
	測定指標	基準値	基準年度	_ 目標値 	目標年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	水産物の流通拠点となる漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合					50%	55%	60%	65%	70%		【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ4(2)の「拠点漁港等における高度衛生管理型荷さばき所などの整備」に 該当するアウトカム指標として設定。
		5		70%	令和 8年度	45%	47%				- F↑一直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、水産物の流通拠点となる漁港における高度衛生荷さばき所の整備などにより、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合を令和8年度までにおおむね70%に向上させることとしていることを踏まえて設定。 各年度の目標値については、漁港漁場整備長期計画に定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
		出典:水産庁調べ 把握の方法 作成時期:調査年度の翌年度の8月頃 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握										
			達成度合いの違		6)=当該年原 0%超、Aラン					%未満、Cラ	ランク:50%未添	茜

	標②べき目標】	HACCP対応	の市場及び	が加工場の整備	備等の対策の	推進										
							年月	度ごとの目	標値							
測	定指標	基準値		目標値			年月	きごとの実	績値	1	指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
			基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	可异刀块					
						37%	43%	48%	54%	60%		【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ4(2)の「HACCP対応の市場及び加工場の整備等の対策の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】				
マ いて、総合的	出拠点となる漁港にお りな衛生管理体制の下 1.る輸出対象水産物の 合	31%	令和 3年度	60%	令和 8年度	31%	39%				- F↑-直	漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、水産物の輸出拠点となる漁港における高度衛生荷さばき所の整備などにより、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合を令和8年度までにおおむね60%に向上させることとしていることを踏まえて設定。 各年度の目標値については、漁港漁場整備長期計画に定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。				
	4人1火 里ぐノ行) ロ	把握(出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の8月頃 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握													
	目標③ 【達成すべき目標】		達成度合いの 判定方法 達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満													
		養殖生産拠	点地域の整	備の推進												
	べき目標】	養殖生産拠	点地域の整	備の推進			年原	度ごとの目	標値							
測	定指標	養殖生産拠 基準値	点地域の整	備の推進 目標値				支ごとの目 支ごとの実			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
測:			点地域の整 基準 年度		目標年度	4年度				8年度	指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
測:		基準値	基準	_ 目標値		4年度 100 万トン	年月	度ごとの実	績値	8年度 100 万トン	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 【測定指標の選定理由】 基本計画第2II4(2)の「養殖生産拠点地域の整備の推進」に該当するアウトカム指標として設定。				
漁港・漁場の	定指標 定指標 の整備や漁港の活用促 直生産拠点地域にお		基準年度			100	年月 5年度	きごとの実 6年度	積値 7年度	100		【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ4(2)の「養殖生産拠点地域の整備の推進」に該当するアウトカム指標と				
漁港・漁場の ア 進を図る養殖	定指標 定指標 の整備や漁港の活用促 直生産拠点地域にお	基準値 97万トン	基準年度	日標値 100万トン 出典:水産庁 作成時期:	毎年度	100 万トン 104 万トン	年度 5年度 100 万トン 令和7年 8月上旬 把握予定	きごとの実 6年度 100 万トン	積値 7年度	100	計算分類	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ4(2)の「養殖生産拠点地域の整備の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、漁港・漁場の整備や漁港の活用促進を図る養殖生産拠点地域において養殖生産の維持・拡大を図ることで、おおむ				

施策(8)	•養殖業											
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		カサギ、ウナギ、コイ、錦鯉等の伝統的日本文化と密接に関わる水産物の供給と、釣りや自然体験活動といった自然と親しむ機会を国民に提供し、内水面漁業・養殖業と農林業や観光業等との相乗効果 産の持続性の確保及び良好な漁場環境の保全を図る。										
目標① 【達成すべき目標】	漁業生産の	持続性の確保	R及び良好な	は温場環境の	保全							
						• • •	度ごとの目:					
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの実績値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	日子万块		
内水面漁業·養殖業 ア 生産量 生産額	57,162 トン 113,927 百万円	平成28年 度~令和2 年度(5か年 平均)	57,162 トン 113,927 百万円	各年度	57,162 トン 113,927 百万円 (生産量) 51,757 トン (生産額) 121,013 百万円	57,162 トン 113,927 百万円 (生産72月 (生産7年) (生産2月 17年 (生産17年) (生年17年) (生年17年	57,162 トン 113,927 百万円	57,162 トン 113,927 百万円	57,162 トン 113,927 百万円	- F=一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ5の「漁業生産の持続性の確保及び良好な漁場環境の保全」に該当するアウトカム指標として設定。 漁業生産の持続性の確保及び良好な漁場環境の保全を図ることは、内水面漁業・養殖業の振興に資することから、内水面漁業・養殖業の生産量及び生産額を測定指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 内水面は、海面と比較して資源量に乏しく、過去の推移をみても現状の生産量・額は最大の水準にある。 一方、漁業者の高齢化や減少、内水面の漁場環境の悪化、カワウや特定外来生物による食害等が進む中で今後も資源管理・資源利用を継続することが困難な状況にある。このため、適切な資源管理・資源利用の取り組みを継続させる施策を講じ、その取り組みの成果として、現行の水準を維持することを目標値とした。	
	把握여		作成時期:(養殖業生産 (生産量)調査 魚業・養殖業	年度の翌年						· 旬頃把握予定	
					= 当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 6超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満							

施策(9)	人材育成													
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	新規漁業者	の確保・育成	、水産教育、	海技士等の	人材の確保	・育成を通じ	、年齢バラ	ンスのとれた	漁業就業構	造の確立を目	指す。			
目標① 【達成すべき目標】	一定の新規	一定の新規就業者の確保												
						• •	度ごとの目 度ごとの実			指標一				
測定指標	基準値	基準年度	. 目標値	目標年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	1,867人	平成 22年度	2,000人	各年度	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	F=-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 II 6(1)の「一定の新規就業者の確保」に該当するアウトカム指標として設定			
ア 新規漁業就業者数					1,691人	令和6年 10月上旬 把握予定								
	把握0	の方法	作成時期: 当	4:水産庁調査、農林水産省「漁業センサス」 2時期:当事業実施翌年度の10月上旬頃把握予定。 1方法:水産庁調査、農林水産省「漁業センサス」により把握。										
		合いの 方法	達成度合(% A'ランク:150	。)=当該年原 0%超、Aラン	要の新規就 ✓ク:90%以	業者数÷目 上150%以下	標値×100 で、Bランク:!	50%以上90°	%未満、Cラ	ンク:50%未済	描			

目標② 【達成すべき目標】	水産大学校	における水産	産関連分野へ	の高い就職割	割合の確保									
測定指標	基準値		■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■				きごとの目: きごとの実			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
ALIIK	- 本千世	基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計算分類	為之目標のとと生出及び目標性(小十 日際十度/の政人の版)			
			80%		80% 以上	80% 以上	80% 以上	80% 以上	80% 以上		【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ6(2)の「水産大学校における水産関連分野への高い就職割合の確保」 に該当するアウトカム指標として設定。			
ア 水産大学校の卒業生の水産業及 びその関連分野への就職割合	84.3%	元年度	以上	各年度	78%	83.4%				F=一直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 国立研究開発法人水産研究・教育機構の中長期計画(第5期)の人材育成業務に掲げる「水産大学校における就職対策の実施に当たり、水産業及び国、地方自治体等を含むその関連分野への就職割合の80%以上確保」を目標値として設定。			
3 5 4 10.25503	把握(出典:国立研究開発法人水産研究・教育機構の事業年度における業務の実績に関する評価書 作成時期:調査年度翌年の6月頃 算出方法:国立研究開発法人水産研究・教育機構の事業年度における業務の実績に関する評価書により把握												
	達成度合いの													
目標③ 【達成すべき目標】	海技士をはじめとする漁船乗組員の計画的な確保・育成													
							度ごとの目: 度ごとの実			- TF.122				
測定指標	基準値	基準値 基準 年度		」 目標値 目標 年度		5年度	6年度			指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
		今 和			220人	220人	220人	220人	220人	- F=一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 II 6(3)の「海技士をはじめとする漁船乗組員の計画的な確保・育成」に該当するアウトカム指標として設定 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 就業者の減少と高齢化が進行する中で、年齢バランスのとれた就業構造を確立し、漁業			
	219人	令和 2年度	220人	各年度	238人	令和6年 10月上旬 把握予定					の成長産業化を進めるためには、現状の40歳未満が9割を占める沖合・遠洋漁業の新規 就業者220人程度を、この年齢構成を維持しつつ、引き続き、毎年度安定的に確保してい くことが必要。 これにより、就業者の相当程度を青壮年層が占める年齢バランスのとれた就業構造が達成されると想定していることから、毎年度220人の沖合・遠洋漁業の新規漁業就業者を確			
ア 新規漁業就業者のうち遠洋・沖合 漁業(漁船漁業)の従事者数											保することを目標値として設定。			
	把握(の方法	作成時期:	宁調査、農林; 当事業実施翌 水産庁調査、	年度の10月	上旬頃把握		2握。			保することを目標値として設定。			

施策(10)	安全対策	全対策												
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	漁船の安全	無船の安全操業を推進するため、漁船事故情報の収集・分析、漁船の労働環境改善や安全対策を行う安全推進員等の養成、安全確保に向けた技術導入を進める。												
目標① 【達成すべき目標】	漁業労働災	魚業労働災害防止を推進												
;BI + E + ==	基準値		口捶仿			• "	度ごとの目: 度ごとの実			指標一	ᇄᅌᄠᄺᄭᄙᅌᅖᅭᅚᇬᅜᆖᄷᄼᅶᄷᆞᄆᄺᇨᇠᄼᇬᇌᅌᇬᆔᄳ			
測定指標	基华 他	基準 年度	目標値 目標 年度		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	537隻	平成28年		令和 7年度	482隻 未満	454隻 未満	426隻 未満	397隻 未満	-		【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ7(1)の「漁業労働災害防止を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】			
ア 漁船の事故隻数		〜 令和2年 の平均	397隻 未満		446隻	402隻				- F↓一他	第11次交通安全基本計画期間において、第10次交通安全基本計画期間の漁船事故隻数(注)の年平均(537隻)を令和7年までに少なくとも397隻未満とすることを目標としている。 (注)交通安全基本計画期間の船舶事故隻数は、本邦に寄港しない外国籍船舶を除く。 (注)根拠とする数値は暦年で計上している。			
	把握(の方法	作成時期: 訓	R安庁「海難の 間査年翌年の 魚船事故隻数	4月頃		_	含む)から、オ	ぶ邦に寄港し	しない外国籍 液	魚船を除いた漁船の事故隻数により把握。			
		古いの	A(おおむね有効):毎年の目標値未満(漁船の事故隻数が減少した)の場合 B(有効性の向上が必要):毎年の目標値以上であるが、基準値未満の場合 C(有効性に問題):基準値以上の場合											

政策手段一覧

予算に係る政策手段

	事業名(開始年度)	関連 する 指標	予算事業 ID	事業名 (開始年度)	関連 する 指標	予算事業 ID
(1)	輸出環境整備推進事業 (平成27年度) (関連:6-2)	(4)-①-イ (6)-①-ア	003126	漁業経営セーフティーネット構築事業 (16) (平成22年度) (主)	(5)-②-ア	003401
(2)	グローバル産地づくり推進事業 (令和元年度) (関連:6-2)	(4)-①-イ (6)-①-ア	003453	漁業収入安定対策事業 (17) (平成23年度) (主)	(5)-①-ア	003402
(3)	国立研究開発法人水産研究・教育機構に要する経費 (平成13年度) (関連:6-11)	(9)-②-ア	003330	経営体育成総合支援事業 (18) (平成24年度) (主)	(9)-①-ア (9)-③-ア	003403
(4)	養殖対策 (平成22年度) (主)	(4)-①-ア (4)-②-ア (4)-③-ア (4)-④-ア	003386	沖縄漁業基金事業 (19) (平成25年度) (主)	(1)-①-ア	003404
(5)	漁業共済事業実施費補助金 (昭和39年度) (主)	(5)-①-ア	003393	漁業労働安全確保・革新的技術導入支援事業のうち漁船安全対策推進事業 (20) (平成25年度) (主)	(10)-①-ア	003405
(6)	漁業災害補償制度関係事業 (昭和42年度) (主)	(5)-①-ア	003413	水産業競争力強化緊急事業 (21) (平成27年度) (主)	(1)-①-ア	003406
(7)	水産金融総合対策事業 (昭和44年度) (主)	(5)-③-ア	003394	水産業成長産業化沿岸地域創出事業 (22) (令和元年度) (主)	(1)-①-ア	003408
(8)	水産業改良普及事業交付金 (昭和58年度) (主)	(9)-①-ア	003395	漁業担い手確保緊急支援事業 (23) (令和元年度) (主)	(9)-①-ア (9)-③-ア	003409
(9)	捕鯨対策 (平成16年度) (主)	(3)-①-ア	003383	養殖業体質強化緊急総合対策事業 (24) (令和4年度) (主)	(4)-①-ア (4)-②-ア (4)-③-ア (4)-④-ア	007782
(10)	内水面漁業·養殖業活性化総合対策事業 (令和元年度) (主)	(8)-①-ア	003385	漁船損害等補償制度関係事業 (25) (昭和27年度) (主)	(5)-①-ア	003412
(11)	二枚貝育成技術高度化事業 (平成20年度) (主)	(4)-②-ア	003388	浜の活力再生・成長促進交付金 (26) (平成17年度) (関連:6-22,24)	(1)-①-ア (4)-②-ア (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-ア	003417
(12)	福祉対策事業 (平成20年度) (主)	(9)-①-ア	003397	水産基盤整備事業(補助) (27) (平成13年度) (関連:6-24)	(7)-①-ア (7)-②-ア (7)-③-ア	003415

漁業構造改革総合対策事業 (13) (平成21年度) (主)		(2)-①-ア	003399	(28) (平成27年度) (7)-)-①-ア)-②-ア)-③-ア	003421
韓国·中国等外国漁船操業対策事 (14) (平成21年度) (主)	業	(1)-①-ア	003398	沖縄漁業安定基金事業 (29) (令和5年度) (主))-①-ア	007679
北方海域出漁者経営安定支援事業 (15) (平成21年度) (主)	440	(1)-①-ア	007050	漁業労働安全確保・革新的技術導入支援事業のうち水産業革新的技術導入・安全対策推進事業 (30) (平成21年度) (主)	0)-①-ア	003400
行政事業レビューシート 参照URL	https://rssystem.go.jp					

非予算関連の政策手段(法令・税制等)

政策手段 (開始年度)		税制の洞	【収見込額()	咸収額)	関連 一 する	政策手段の概要等	
	(開始年度)	令和3年度 [百万円]	令和4年度 [百万円]	令和5年度 [百万円]	令和6年度 [百万円]	1 9 句 指標	以來于权の似安寺
(1)	漁港及び漁場の整備等に関する 法律 (昭和25年)	-	—	-	-	(7)-①-ア (7)-②-ア (7)-③-ア	水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画 的に推進し、並びに漁港の維持管理を適正にし、及びその活用を促進し、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて 豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的としている。 この法律に基づき漁港漁場整備事業を推進することで、目標が計画的に達成されることに寄与する。
(2)	漁船損害等補償法 (昭和27年)	-	_	_	-	(5)-①-ア	不慮の事故によって漁船や漁船に積んだ漁獲物等が受けた損失及び他の船に衝突するなどの漁船の運航に伴う不慮の事故により漁業者が負担することとなった費用を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。
(3)	中小漁業融資保証法 (昭和27年)	-	-	-	-	(5)-③-ア	中小漁業者等の漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にするための措置。 中小漁業者等に対する債務保証を主たる業務とする漁業信用基金協会の及び独立行政法人農林漁業信用基金がその保証等につき保 険を行う制度を確立することにより、中小漁業者等の経営の安定に寄与する。
(4)	漁業災害補償法 (昭和39年)	-	-	-	-	(5)-①-ア	自然災害又は不慮の事故によって漁獲が減少した場合や漁具や養殖施設等が壊れた場合に、漁業者が受けた損失を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。
(5)	漁業近代化資金融通法 (昭和44年)	-	_	-	-	(5)-3)-7	漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするための措置。 国が利子補給を行うことにより、漁業者等の資本装備の高度化、経営の近代化に寄与する。
(6)	漁業経営の改善及び再建整備に 関する特別措置法 (昭和51年)	-	-	-	-	(5)-3-7	漁業経営の改善、漁業経営の維持が困難な中小漁業者がその漁業経営の再建を図るため緊急に必要とする資金の融通の円滑化等のための措置。 これにより、効率的かつ安定的な漁業経営の育成に寄与する。
(7)	沿岸漁業改善資金助成法 (昭和54年)	-	-	-	-	(9)-①-ア	沿岸漁業従事者等が自主的に経営の改善等を図ることを促進するため、都道府県が行う無利子貸付事業に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって沿岸漁業の経営の健全な発展等に資することを目的とする。 これにより、担い手の育成及び確保等に寄与する。
(8)	遊漁船業の適正化に関する法律 (平成元年)	-	-	-	-	(10)-①-ア	遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することにより、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、遊漁船の海難事故の防止に寄与するとともに、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。
(9)	国立研究開発法人水産研究·教育機構法 (平成13年)	-	-	-	-	(9)-②-ア	国立研究開発法人水産研究・教育機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定め、中長期目標に定める業務を実施する。 水産基本計画等を踏まえ、農林水産大臣の指示した中長期目標の達成のために行う水産に関する技術の向上に寄与するための試験及び研究等並びに水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農林水産分野における研究・技術開発等に寄与する。
(10	信用保証協会等が受ける抵当権 の設定登記等の税率の軽減[登録) 免許税:租税特別措置法第78条の 2の3] (昭和48年度)	2 (6)	3 (3)	4 (7)	5	(5)-3-7	漁業信用基金協会が抵当権を設定した場合の登録免許税の軽減のための措置。 漁業者等の負担を軽減することにより、漁業者等への円滑な資金供給に寄与する。
(11	特定の基金に対する負担金等の) 必要経費算入の特例[法人税:租 税特別措置法第66条の11] (昭和50年度)	0.6 (-)	0.6 (0.2)	0.6 (2.6)	0.6	(5)-③-ア	長期の事業を行う特定の基金に支出する負担金又は掛金の必要経費又は損金への算入のための措置。債務保証の弁済能力の充実により、漁業者等への円滑な資金供給に寄与する。
(12	輸入農林漁業用A重油に対する) 石油石炭税の免税措置[石油石炭 税:租税特別措置法第90条の4] (昭和53年度)	216 (196)	221 (8)	146	146	(5)-②-ア	輸入漁業用A重油に対する石油石炭税の免税措置。 本特例措置を講ずることにより、漁業用A重油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給に寄与する。

国産農林漁業用A重油に対する 石油石炭税の還付措置[石油石炭 税:租税特別措置法第90条の6] (平成元年度)	2,332 (2,220)	2,276 (2,248)	2,262	2,262	(5)-2-7	国産漁業用A重油に対する石油石炭税相当額を製造業者に還付する。 本特例措置を講ずることにより、漁業用A重油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給に寄与する。
軽油引取税の課税免除の特例[軽 油引取税:地方税法附則第12条の 2の7] (平成21年度)	10,771 (10,585)	10,585 (10,254)	10,254	10,254	(5)-②-ア	漁業用軽油に対する軽油引取税の免税措置。 本特例措置を講ずることにより、船舶の動力源に供する軽油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給に寄与する。

移替え予算に係る政策手段(参考)

	事業名(開始年度)	関連 する 指標	予算事業 ID		事業名 (開始年度)	関連 する 指標	予算事業 ID
(1	【内閣府より】) 水産基盤整備に必要な経費 (平成13年度)	(7)-①-ア (7)-②-ア (7)-③-ア	000176	(5)	【復興庁より】 被災地次世代漁業人材確保支援事業 (令和4年度)	-	000664
(2	【復興庁より】) 共同利用漁船等復旧支援対策事業 (平成24年度)	=	000603	(6)	【国土交通省より】 離島振興事業のうち水産基盤整備事業 (昭和28年度)	(7)-①-ア (7)-②-ア (7)-③-ア	004474
(3	【復興庁より】) 漁業者・漁協等への無利子・無担保・無保証人融資事業 (平成24年度)	=	000604	(7)	【国土交通省より】 北海道開発事業のうち水産基盤整備事業 (昭和26年度)	(7)-①-ア (7)-②-ア (7)-③-ア	004479
(4	【復興庁より】) 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業 (平成24年度)	-	000583				

各府省庁行政事業レビューシート 参照URL

https://rssystem.go.jp

- (注1)当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。 それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
- (注2)個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
- (注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	IQ管理	IQ管理とは、IQ(Individual Quota:漁獲割当て(特定の水域や漁業種類等で構成される区分である管理区分において、水産資源を採捕しようとする者に対し、船舶等ごとに当該管理区分に各漁獲可能量の範囲内で水産資源の採捕をすることができる数量を割り当てること。))により行う管理のこと。改正漁業法では、TACによる管理はIQ管理を基本とするとされている。
注2	戦略品目	将来、国内外で需要が量的・地域的に拡大が見込まれる、かつ現在又は将来の生産環境を考慮して我が国養殖業の強みを生かせる養殖品目として、ブリ類、マダイ、クロマグロ、サケ・マス類 、新魚種(ハタ類等)、ホタテガイ及び真珠を戦略的養殖品目に指定したもの。